

# 少年を有害情報から

# 守るモン!



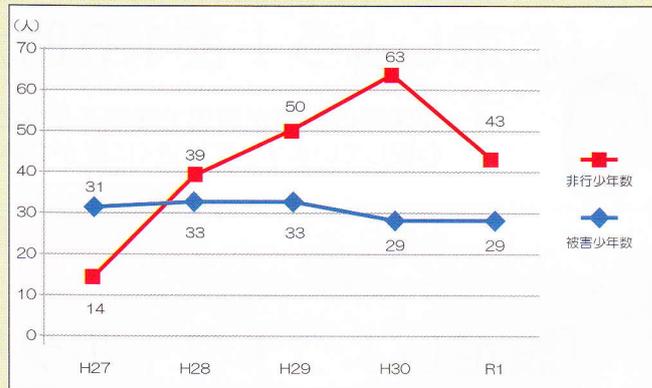
©2010熊本県くまモン

### SNSに起因する事犯の被害少年数（全国）



### SNS等に起因する福祉犯の被害少年とインターネット利用の非行少年数（熊本県）

※福祉犯とは、少年を虐待し、酷使し、その他少年の福祉を書し、又は少年に有害な影響を与える犯罪をいう。統計数値については、県外居住の少年を含む。



※ 引用元 熊本県警察ホームページ

## 有害情報から少年を守るのは「保護者の義務」です!

熊本県少年保護育成条例では、

「保護者は、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの利用その他の方法により、その監護する少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない（第18条の2第1項）。」旨規定されています。

### 少年を有害情報から守るためにはどうしたらいいの?



## 1. フィルタリングを活用しましょう!

携帯電話販売店では、携帯電話の契約者又は使用者が少年の場合、契約時に「**フィルタリング**」が義務付けられています。

もし、保護者の方が断った場合は、フィルタリングを利用しない理由等を記載した書面又は電磁的記録を携帯電話販売店に提出しなければなりません。

熊本県少年保護育成条例では、

- 保護者は、法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、保護者が少年の携帯電話端末等によるインターネットの利用の状況を適切に把握することその他のフィルタリングサービスを利用しない理由を記載した書面又は当該理由を記録した電磁的記録を、携帯電話インターネット接続業務提供事業者（法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続業務提供事業者をいう。以下この条において同じ。）に提出しなければならない（第18条の3第2項）。
- 保護者は、法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（以下この条において「フィルタリング有効化措置」という。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、保護者が少年の法第16条に規定する特定携帯電話端末等によるインターネットの利用の状況を適切に把握することその他のフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由を記載した書面又は当該理由を記録した電磁的記録を、携帯電話インターネット接続業務提供事業者等に提出しなければならない（第18条の3第3項）。と規定されています。

## 2. 家庭でのルールをつくりましょう!

裏面を参考にしてください。